

第4期（平成27年度～29年度）

鎌ヶ谷市障がい福祉計画

平成27年3月

鎌ヶ谷市

目 次

第1章 障がい福祉計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の基本理念	2
4 計画の目標.....	2
5 計画の期間及び見直しの時期	3
6 計画の進捗状況の点検及び評価について	3
第2章 地域生活への移行目標.....	4
第3章 障害福祉サービスと地域生活支援事業.....	5
1 障害福祉サービスの見込み量と確保の方策	5
(1) 障害福祉サービスの見込み量の算出方法.....	5
(2) 障害福祉サービスの見込み量と確保の方策	5
2 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策.....	15
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	15
(2) 自発的活動支援事業.....	15
(3) 相談支援事業.....	15
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	17
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	17
(6) 意思疎通支援事業	17
(7) 日常生活用具給付等事業.....	18
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	20
(9) 移動支援事業.....	20
(10) 地域活動支援センター.....	21
(11) 日中一時支援事業.....	22
第4章 計画の推進に向けて	23
1 制度の周知.....	23
2 広域的な連携と推進体制の強化.....	23
3 財源の確保.....	23
4 事業の進捗状況の評価	23

第1章 障がい福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

鎌ケ谷市では、「共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり」の実現を目指し、障がい者施策の基本的な方向を示すものとして、平成11年3月に、平成22年度までの「鎌ケ谷市障害者計画」を策定し、平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、新たな社会情勢に対応すべく「鎌ケ谷市障がい者計画」の改定を行い、平成23年4月には平成23年度から10年間の鎌ケ谷市の障がい者福祉の基本を示した「第二期鎌ケ谷市障がい者計画」を策定しています。

また、障害福祉計画では、平成18年4月に障害者自立支援法、平成25年4月には、障害者総合支援法が一部施行されました。この間、障がい者が自ら事業者を選び、契約をする制度が定着し、身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がいの一元化やサービス体系を「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に再編するとともに、難病等が障がいに加わったり、平成25年6月には、いわゆる障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）の新たな法律の制定がされています。

さらに、平成26年1月には「障害者の権利条約」に日本も批准するなど、障がい者を取りまく動向は大きく変化しています。

「鎌ケ谷市障がい福祉計画」は、「鎌ケ谷市障がい者計画」の障害福祉サービスと地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図るために、障害者総合支援法の規定に基づき、3年間の障害福祉サービス等の見込み量を設定したもので、3年毎に障害福祉サービスの実績を踏まえて見直しを行っているものであります。この度は第4回目の見直しで、平成27年度から平成29年度までの3カ年の計画となります。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき策定が義務付けられた法定の計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「第二期鎌ケ谷市障がい者計画」が理念や方向性を示したものであるのに対し、福祉サービス等の具体的な見込み量を示しています。

本計画に定めるべき内容、目標水準の設定の考え方については、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき定められた指針に沿うとともに、鎌ケ谷市独自の課題等を踏まえ目標や見込み量を設定するものです。

また、「第二期鎌ケ谷市障がい者計画」同様、「鎌ケ谷市総合基本計画 - かがやけインプラン21 - 後期基本計画」、鎌ケ谷市における福祉全体の施策を定めた「鎌ケ谷市地域福祉計画」との整合や一体的な施策展開を図るとともに、「鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画」など、関連計画との連携が取れたものとなっています。

※ 参考 障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本方針に則して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の基本理念

障害者総合支援法や障害者基本法の理念を踏まえ、第二期鎌ヶ谷市障がい者計画の基本理念である「共に生き 共にひらく 福祉のまちづくり」を引き継ぐとともに、障がい福祉計画からの基本理念を基礎としながら、障害者総合支援法等、新たな法律等の動向を踏まえ、以下の3点を位置づけています。

① サービスの自己選択と自己決定の尊重

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がいの種類や程度に関わらず障がいのある人が自ら居住場所やサービスを選択し、自立した社会生活が可能となる社会の実現を目指します。

② 難病を含む全ての障がいを一元化した障害福祉サービスの提供

障がいの種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービス提供基盤の整備を図ります。

③ 地域生活への移行と就労支援の充実

今後の福祉施設入所者、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を考慮し、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス供給体制の整備をすすめます。

4 計画の目標

第1期～第3期障がい福祉計画の進捗状況と、新たに提示された項目を踏まえて、次の7点を取り組みの目標とします。

- ① 就労支援体制の強化と就労の促進
- ② 相談支援の充実・強化
- ③ 居住の場の確保
- ④ 長期入所、長期入院者の地域生活移行の促進
- ⑤ 虐待防止に対する取り組みの強化
- ⑥ 障がい児へのサービスの充実
- ⑦ 難病の人へのサービスの周知と充実

5 計画の期間及び見直しの時期

この計画は平成29年度を目標年度とするものですが、計画の大幅な修正が必要になった場合には見直しを行います。

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第二期鎌ケ谷市障がい者計画									
見直し	鎌ケ谷市障がい福祉計画 (第3期)								
			見直し	鎌ケ谷市障がい福祉計画 (第4期)					

6 計画の進捗状況の点検及び評価について

計画の策定にあたっては、障がい者団体、事業所等で構成する「鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会」の意見を踏まえ、計画を策定しています。

今後も、障がい福祉計画の目標や障害福祉サービスの見込み量を達成するため、毎年度、計画の達成状況の点検と評価を行うとともに、「鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会」からの意見を踏まえながら、サービス提供にかかる課題や取り組み方針について検討し、実施していきます。

※鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会の役割

鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす場として市が設置し、定期的に協議を行います。

(構成メンバー)

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、
保健医療関係者、教育・雇用関係者、
障がい者団体関係者、権利擁護・地域福祉関係者、
行政関係職員等

(主な機能)

- ・ 中立公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議と調整
- ・ 地域の福祉資源の開発と改善に向けた協議
- ・ 鎌ケ谷市障がい者計画等の具体化に向けて協議すること

第 2 章 地域生活への移行目標

① 福祉施設から一般就労への移行

国の基本方針では、平成 29 年度中の福祉施設から一般就労への移行者数については、平成 24 年度実績の 2 倍を目標とすることを位置づけています。

本市における平成 24 年度実績は 7 人であることから、平成 29 年度の目標値を 14 人とします。

② 就労移行支援事業の利用者数

国の基本方針では、就労移行支援事業による利用者数は、平成 25 年度の利用者数の 60%以上の増を位置づけています。

そのため、本市においても就労移行支援事業の利用者数については、平成 25 年度の 26 人から、平成 29 年度は 47 人と設定します。

項 目	数 値
平成25年度末時点の 就労移行支援事業所利用者数	26 人
【目標値】 平成29年度末時点の就労移行支援事業利用者数	47 人

③ 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点とは、障がい者の居住を支援する機能と、ショートステイなどをはじめとする障がい者が安心して地域で生活するために必要な機能を整備したもので、必ずしも 1 力所に全ての機能を集約するものとは限りませんが、障がい者の地域生活を支える拠点となります。

国の方針等を参考にしながら、鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会の中で、設置に向けて協議・検討します。

※今後、国の提示を受けて調整します。

第3章 障害福祉サービスと地域生活支援事業

1 障害福祉サービスの見込み量と確保の方策

(1) 障害福祉サービスの見込み量の算出方法

国の基本指針に基づき、障害福祉サービスの需要側と供給側の数値を踏まえて見込み量を設定します。

需要については、現在のサービス利用者数を基礎として、平成24年度から障害者自立支援法（現在は障害者総合支援法）完全施行後の利用状況を踏まえて推計します。

(2) 障害福祉サービスの見込み量と確保の方策

① 訪問系サービス

障がいのある人等が地域で生活していくために今後とも重要なサービスです。重度訪問介護では利用時間の伸びが想定を大幅に超えています。行動援護は対象者が見込みを下回っています。第4期計画においては、こうした利用動向を勘案して目標を設定し、必要なサービス提供基盤の整備に努めます。

1-1 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

実績値は計画値をやや下回っていますが、今後、地域移行支援事業により、入院中の精神障がい者の方など、地域で生活をしていくための在宅サービスの需要を勘案し、増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	70	70	80	70	73	76
	利用時間	1,400	1,400	1,600	859	895	932
実績値	実利用者数	66	66	66			
	利用時間	843	824	809			
利用率	実利用者数	94.3%	94.3%	82.5%			
	利用時間	60.2%	58.9%	50.6%			

1-2 重度訪問介護

重度の障がい者（肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者）で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。

実績値は計画値を大幅に上回っていますので、目標値を見直し実績値をもとに増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	4	4	4	9	9	10
	利用時間	90	90	90	1,893	1,893	2,103
実績値	実利用者数	7	7	8			
	利用時間	1,258	1,471	1,682			
利用率	実利用者数	175.0%	175.0%	200.0%			
	利用時間	1397.8%	1634.4%	1868.9%			

1-3 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がい者（児）の外出時において、必要な情報の提供や代読・代筆等の援護を行います。

実績値は計画値をやや下回っていますが、視覚障がい者（児）の社会生活を支える基盤となるサービスのため、増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	15	20	25	18	21	24
	利用時間	250	340	420	358	418	477
実績値	実利用者数	10	18	16			
	利用時間	162	315	318			
利用率	実利用者数	66.7%	90.0%	64.0%			
	利用時間	64.8%	92.6%	75.7%			

1-4 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。対象者は、知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人です。

実績値は計画値をやや下回っていますが、在宅での生活や社会参加を支える基盤となるサービスのため、増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	3	3	4	2	2	2
	利用時間	60	60	80	25	25	25
実績値	実利用者数	1	1	1			
	利用時間	7	5	10			
利用率	実利用者数	33.3%	33.3%	25.0%			
	利用時間	11.7%	8.3%	12.5%			

1-5 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、必要な福祉サービスで、（居宅介護、行動援護、短期入所、生活介護等）を包括的に提供します。現在、県内には本サービスの指定を受けた事業所はないのが実情です。

実績値は計画値を下回り0人ですが、将来の需要を見込み目標値を設定します。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	1	1	2	1	1	1
	利用時間	744	744	1,488	744	744	744
実績値	実利用者数	0	0	0			
	利用時間	0	0	0			
利用率	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			
	利用時間	0.0%	0.0%	0.0%			

② 日中活動系サービス

障がいのある人が地域で自立するために必要なサービスです。生活介護、就労継続支援B型が急速に伸びています。これは福祉的就労を求める人や、常に介護を必要とする人が増える傾向が強いということを示しています。そのため、第4期計画では、事業者とも連携しながら基盤整備に努めます。

2-1 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

実績値は計画値を大幅に上回っていますので、実績値をもとに増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	85	95	105	155	166	177
	利用日数	1,700	1,900	2,100	3,026	3,241	3,456
実績値	実利用者数	122	139	144			
	利用日数	2,401	2,675	2,811			
利用率	実利用者数	143.5%	146.3%	137.1%			
	利用日数	141.2%	140.8%	133.9%			

2-2 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練は実績値が計画値を下回っていますが、将来の需要を勘案し、実績値からの増加を見込みます。また、生活訓練は実績値が計画値を上回っているため、増加を見込みます。

◆機能訓練

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	3	4	4	2	2	2
	利用日数	66	88	88	45	45	45
実績値	実利用者数	2	1	1			
	利用日数	27	20	20			
利用率	実利用者数	66.7%	25.0%	25.0%			
	利用日数	40.9%	22.7%	22.7%			

◆生活訓練

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	6	6	6	15	19	22
	利用日数	132	132	132	263	333	385
実績値	実利用者数	5	8	12			
	利用日数	105	157	210			
利用率	実利用者数	83.3%	133.3%	200.0%			
	利用日数	79.5%	118.9%	159.1%			

2-3 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

実績値は計画値を大幅に上回っていますので、目標値を見直した上で、実績値をもとに引き続き増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	12	15	18	35	41	47
	利用日数	240	300	360	535	627	718
実績値	実利用者数	26	26	29			
	利用日数	406	389	443			
利用率	実利用者数	216.7%	173.3%	161.1%			
	利用日数	169.2%	129.7%	123.1%			

2-4 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

実績値では、いずれも計画値を上回っているため引き続き増加を見込みます。

◆就労継続支援A型（雇用型）

[就労移行支援事業の利用経験者、一般企業の離職者、あるいは特別支援学校を卒業した者で、一般企業の雇用に結びつかなかった、利用開始時の年齢が65歳未満の者を対象とします。]

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	2	2	3	13	15	18
	利用日数	40	40	60	240	276	332
実績値	実利用者数	5	8	10			
	利用日数	88	163	184			
利用率	実利用者数	250.0%	400.0%	333.3%			
	利用日数	220.0%	407.5%	306.7%			

◆就労継続支援B型（非雇用契約型）

[年齢や体力の面で一般企業の雇用に困難な者や、就労移行支援事業で、B型の利用がより適応していると判断された者などを対象とします。]

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	40	50	60	86	90	94
	利用日数	800	1,000	1,200	1,466	1,533	1,602
実績値	実利用者数	70	82	82			
	利用日数	1,091	1,329	1,397			
利用率	実利用者数	175.0%	164.0%	136.7%			
	利用日数	136.4%	132.9%	116.4%			

2-5 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話を行います。

平成26年4月、近隣市に重症心身障がい児（者）施設が開所したこともあり、実績値は計画値を大幅に上回っていることから、増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	10	10	10	15	16	17
実績値	実利用者数	8	8	13			
利用率	実利用者数	80.0%	80.0%	130.0%			

2-6 短期入所（福祉型）

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。実施可能施設は障害者支援施設等です。

実績値は計画値をやや下回っていますが、在宅で生活するために重要なサービスであるため、増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	30	40	50	30	33	36
	利用日数	350	350	350	377	415	452
実績値	実利用者数	23	26	27			
	利用日数	273	301	339			
利用率	実利用者数	76.7%	65.0%	54.0%			
	利用日数	78.0%	86.0%	96.9%			

2-7 短期入所（医療型）

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め医療機関で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。実施可能施設は病院、診療所、介護老人保健施設です。

将来の需要を見込み目標値を設定します。

※短期入所の項目については、今期計画策定において「福祉型」と「医療型」に区分して目標値を見込むように国から示されています。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数				1	1	2
	利用日数				5	5	10
実績値	実利用者数	0	0	0			
	利用日数	0	0	0			
利用率	実利用者数						
	利用日数						

③ 居住系サービス

施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を推進し、地域での生活を支援するのがグループホームとなっています。また、施設入所者に対しては、施設入所支援サービスが入ります。

3-1 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、平成26年4月に障害者総合支援法により旧来のケアホームと統合されています。

実績値は計画の約半数になっていますが、障がい者の地域移行のためには不可欠なサービスであることや、今後の動向を勘案して、年間5人分の増を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	40	50	60	35	40	45
実績値	実利用者数	29	30	30			
利用率	実利用者数	72.5%	60.0%	50.0%			

3-2 施設入所支援

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
平成26年度の実績値はほぼ計画どおりとなっています。
現行の利用状況などを勘案し、現状維持を見込みます。

		(月平均)					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	50	50	50	51	51	51
実績値	実利用者数	52	51	51			
利用率	実利用者数	104.0%	102.0%	102.0%			

④ 障がい児サービス

障がい児向けのサービスは、平成24年4月から児童福祉法に一元化され、かつサービス体系が再編されました。なお、これらのサービスは第3期計画では位置づけはないものです。

本計画の中では、障害児相談支援を始めとして、5種類の障がい児向けサービスの目標値を位置づけました。引き続き提供量の確保に努めます。

4-1 障害児相談支援

障害児相談支援については、平成24年4月からの法改正により、障害児通所サービスを申請したすべての方を対象に、平成27年3月末日までに計画を作成することが必要となったため、目標値を設定します。

		(月平均)					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数				25	30	35
実績値	実利用者数	0	0	5			
利用率	実利用者数						

モニタリングを含む

4-2 児童発達支援

就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導だけでなく、知識技能の付与や集団生活への適応訓練等の支援を行います。

現在の利用は横ばいですが、今後も引き続き利用者の増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数				42	45	48
	実利用日数				366	392	418
実績値	実利用者数	41	39	39			
	実利用日数	355	365	339			
利用率	実利用者数						
	実利用日数						

4-3 医療型児童発達支援

就学前の子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導だけでなく、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援や治療も行います。

平成26年度に1名の利用があったことに鑑み、今後3年間において利用があると見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数				1	2	2
	実利用日数				5	10	10
実績値	実利用者数	0	0	1			
	実利用日数	0	0	1			
利用率	実利用者数						
	実利用日数						

4-4 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、自立の促進と居場所作りを推進します。

利用は着実に増加しているため、引き続き増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数				57	69	81
	実利用日数				738	893	1,048
実績値	実利用者数	26	33	45			
	実利用日数	295	354	582			
利用率	実利用者数						
	実利用日数						

4-5 保育所等訪問支援

障がい児のことを熟知している児童指導員や保育士が、保育所等を2週間に1回程度訪問することで、障がい児や保育所等のスタッフを対象に、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

平成26年度中途からの利用見込み者が4名であることに鑑み、今後3年間において着実な利用があると見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数				6	7	8
	実利用日数				12	14	16
実績値	実利用者数	0	0	4			
	実利用日数	0	0	8			
利用率	実利用者数						
	実利用日数						

⑤ 相談支援

障害者総合支援法では、相談支援としては計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つのサービスが位置づけられています。引き続き相談支援事業所の参入を促進します。

5-1 計画相談支援

計画相談支援については、平成24年4月からの法改正により、原則として障害福祉サービスを申請したすべての方を対象に、平成27年3月末日までに計画を作成することが必要となったため、増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	10	20	30	130	135	140
実績値	実利用者数	7	17	90			
利用率	実利用者数	70.0%	85.0%	300.0%			

モニタリングを含む

5-2 地域移行支援

福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の人数や地域生活へ移行する人等のうち、住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を実施する事業です。地域移行を引き続き進めるために、増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	1	2	2	3	4	5
実績値	実利用者数	0	1	1			
利用率	実利用者数	0.0%	50.0%	50.0%			

5-3 地域定着支援

地域における単身の障がい者や、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者や、地域生活移行者を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等を行う事業です。地域定着を引き続き進めるために、増加を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	1	2	2	2	3	4
実績値	実利用者数	0	0	0			
利用率	実利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

2 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害者総合支援法により新たに地域生活支援事業の必須事業に位置づけられたものです。本事業は障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、住民を対象に、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催や啓発活動等を行う事業です。

(年間)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	有無				有	有	有
実績値	有無		有	有			

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者総合支援法により新たに地域生活支援事業の必須事業に位置づけられたものです。具体的には、障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援する事業です。

(年間)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	有無				有	有	有
実績値	有無		有	有			

(3) 相談支援事業

障害者総合支援法に基づく相談事業は、障がい者及び家族や介護者等からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行う事業です。

3-1 障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な支援等を行う事業です。平成29年度には9箇所の事業者を見込みます。

(か所)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	4	4	4	7	8	9
実績値	4	4	4			
利用率	100.0%	100.0%	100.0%			

3-2 基幹相談支援センター

障害者総合支援法により、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的としたもので、現在は未設置となっておりますが、平成26年度年中からプロジェクトチームにて、基幹相談支援センターのあり方等について、検討を進めております。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	有無				協議	協議	協議
実績値	有無		無	無			

3-3 障害者自立支援協議会

自立支援協議会では、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議、調整等を行います。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有			

3-4 市町村相談支援機能強化事業

困難ケースへの対応や相談支援機能の強化のため、相談支援機関に社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置等を行う事業です。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有			

3-5 住宅入居者等支援事業

賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障がい者を支援するため、入居に必要な調整等にかかる支援や家主等への相談、助言等を行います。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有			

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	有無	有	有	有	有	有	有
実績値	有無	有	有	有			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

「成年後見制度法人後見支援事業」は、障害者総合支援法により新たに地域生活支援事業の必須事業として位置づけられ、社会福祉法人やNPO等の法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度です。

計画期間内の実施を目指します。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	有無		無	無	無	無	有
実績値	有無		無	無			

(6) 意思疎通支援事業

6-1 コミュニケーション支援事業

手話や要約筆記を必要とする聴覚障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

平成26年度は増加傾向に転じているため、今後も同様の傾向で見込みます。

(年間)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	35	38	40	29	31	33
実績値	実利用者数	23	21	27			
利用率	実利用者数	65.7%	55.3%	67.5%			

※平成26年度は8月末までの数値

6-2 手話通訳者等設置事業

庁舎内に手話通訳者を設置することで、聴覚障がい等が来庁した際のコミュニケーション支援を行います。

(年間)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	手話通訳者数	1	1	1	1	1	1
実績値	手話通訳者数	1	1	1			

(7) 日常生活用具給付等事業

7-1 介護訓練支援用具

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障がい者介護用の特殊ベッドやマット、障がい児が訓練に用いるイス等の介護訓練にかかる用具を給付するものです。

平成26年度に4件の実績となっているため、同様の件数を見込みます。

(年間)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	利用件数	8	8	8	4	4	4
実績値	利用件数	1	2	4			
利用率	利用件数	12.5%	25.0%	50.0%			

7-2 自立生活支援用具

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の自立生活を支援する用具等を給付するものです。

今後は若干の利用増を見込みます。

(年間)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	利用件数	22	23	23	19	22	26
実績値	利用件数	11	13	12			
利用率	利用件数	50.0%	56.5%	52.2%			

7-3 在宅療養等支援用具

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者の在宅療養を支援する用具等を給付するものです。

今後は若干の利用増を見込みます。

		(年間)					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	利用件数	15	18	20	24	27	30
実績値	利用件数	15	21	18			
利用率	利用件数	100.0%	116.7%	90.0%			

7-4 情報・意思疎通支援用具

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、点字器や人工喉頭等、点字ディスプレイ等の情報・意思疎通支援用具を給付するものです。

現在は利用者数が減少していますが、障がい者の方たちがコミュニケーションを行うため必要不可欠な用具であるため、引き続き利用増を見込みます。

		(年間)					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	利用件数	30	33	36	34	38	42
実績値	利用件数	31	21	18			
利用率	利用件数	103.3%	63.6%	50.0%			

7-5 排泄管理支援用具

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、人工肛門者用ストマ用装具等の排泄管理を支援する衛生用品を給付するものです。

現在は利用者数がほぼ横ばいですが、今後は若干の利用増を見込みます。

		(年間)					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	利用件数	1,716	1,750	1,785	1,600	1,610	1,620
実績値	利用件数	1,581	1,518	1,522			
利用率	利用件数	92.1%	86.7%	85.3%			

※平成26年度は8月末までの数値

7-6 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

日常生活を円滑に過ごすことを目的として、手すりの取り付け、床段差の解消等障がい者の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴うものです。

現在の利用はありませんが、今後は若干の利用を見込みます。

(年間)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	利用件数	3	4	4	1	1	1
実績値	利用件数	0	0	0			
利用率	利用件数	0.0%	0.0%	0.0%			

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障がい者の社会参加と交流を促進します。

現在は利用者数が減少していますが、必要な事業であるため、平成25年度の水準に近い計画値を見込みます。

(年間)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	利用件数	30	30	30	30	30	30
実績値	利用件数	46	26	15			
利用率	利用件数	153.3%	86.7%	50.0%			

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難を伴う心身に障がいのある人や子どもに対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行う事業を実施します。

移動支援事業の利用者はやや増加傾向であるため、引き続き利用増を見込みます。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	400	440	480	264	342	439
	利用時間	60	70	80	27	35	45
実績値	実利用者数	165	201	215			
	利用時間	11	16	22			
利用率	実利用者数	41.3%	45.7%	44.8%			
	利用時間	18.3%	22.9%	27.5%			

(10) 地域活動支援センター

地域活動支援センター事業は、日中の創作活動や生産活動の機会の提供を通じ、障がいのある人の地域での生活を支援するもので、Ⅰ型～Ⅲ型の3種型があります。

上記の基礎的事業に加え専門職員を配置し、障がい者の地域生活支援の促進を図る機能強化型事業もあります。引き続き、安定した経営基盤と充実したサービスが提供できるよう支援していきます。

●サービスの概要

区分	主な特色
Ⅰ型	基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
Ⅲ型	地域において概ね5年以上の安定的な運営が図られている小規模福祉作業所等からの移行した事業所です。

(箇所数:年間、実利用者数:月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市内分	計画値	箇所数	3	3	3	3	3
		実利用者数	33	33	33	30	30
	実績値	箇所数	3	2	3		
		実利用者数	27	19	20		
	利用率	箇所数	100.0%	66.7%	100.0%		
		実利用者数	81.8%	57.6%	60.6%		
他市利用分	計画値	箇所数	5	5	5	3	3
		実利用者数	4	4	4	3	3
	実績値	箇所数	3	2	3		
		実利用者数	3	2	4		
	利用率	箇所数	60.0%	40.0%	60.0%		
		実利用者数	75.0%	50.0%	100.0%		

(11) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を図ります。

引き続き、サービス提供事業者の参入を促進します。

(月平均)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	実利用者数	42	46	50	59	66	78
実績値	実利用者数	24	37	53			
利用率	実利用者数	57.1%	80.4%	106.0%			

第4章 計画の推進に向けて

1 制度の周知

国では平成24年度に障害者総合支援法の制定を行う等、法律等の新設、改正を行っています。その中で制度も変更が生じたり、関係法令等の改正により新しいサービスが発生する等、変化が生じています。

そのため、障がい者（児）が必要なサービスを受けられるよう、制度の周知を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

2 広域的な連携と推進体制の強化

関連団体や事業者等が連携できるネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施と障がい福祉計画の推進体制の強化に努めます。

3 財源の確保

本計画を実効性あるものとするため、効率的なサービス提供に努めるとともに、毎年度の計画量に応じた費用額を適正に把握し、国、県、利用者負担等の特定財源についても、適正な確保に努めます。

4 事業の進捗状況の評価

この計画を適切に推進していくためには、計画案（Plan）、実践（Do）、設定した計画内容等の評価（Check）、改善（Act）を行うよう、いわゆる「PDCAサイクル」に基づいた計画の進行管理を図る必要があります。そのため、鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会等とも連携しながら、事業の評価と検証を実施します。

資 料

鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として、鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- （1）相談支援事業に関し、委託事業者の運営評価等に関すること。
- （2）困難事例への対応のあり方に関すること。
- （3）地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- （4）鎌ケ谷市障がい者計画等の具体化に向けた協議に関すること。
- （5）その他障がい者の地域の自立支援に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）相談支援事業者
- （2）障がい福祉サービス事業者
- （3）保健・医療関係者
- （4）教育関係者
- （5）雇用関係者
- （6）権利擁護・地域福祉関係者
- （7）障がい者団体関係者
- （8）行政関係機関職員
- （9）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、会長及び過半数の委員の出席をもって開催できるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

(秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉主管課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会委員名簿一覧

◎印は会長 ○印は副会長

氏 名	所 属	役 職 等
◎黒岩 史郎	特定非営利活動法人 青空の会	理事長
○高橋 貴子	特定非営利活動法人 千葉精神保健福祉ネット サポートネット鎌ケ谷	管理者
江間 由紀夫	東京成徳大学	教授
三好 志都美	社会福祉法人 優幸会	事務長
山根 清孝	医療法人 梨香会 自立支援センター	センター長
小池 満弓	千葉県習志野健康福祉センター（習志野保健所）	主任看護師
平野 明美	千葉県立つくし特別支援学校	進路指導主事
山澤 光史	千葉県立松戸特別支援学校	進路指導主事
豊田 朋二	鎌ケ谷市商工会	総代
梅田 和男	船橋公共職業安定所	統括職業指導官
山本 幸子	社会福祉法人 鎌ケ谷市社会福祉協議会	副会長
井手 ミサ子	鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会	西部地区会長
村田 セツ子	（※H26.8 井手委員から村田委員へ交代）	
鮫島 亘	鎌ケ谷市身体障がい者福祉会	会長
飯高 優子	特定非営利活動法人 鎌ケ谷市手をつなぐ親の会	会長
田中 紘子	鎌ケ谷市精神障がい者家族会 心の健康をささえあう きぎょうの会	会長補佐
鈴木 君江	鎌ケ谷市聴覚障害者福祉会	理事
高橋 徹	社会福祉課	課長
西山 珠樹	健康増進課	主幹
上谷 豪	中核地域生活支援センター 習志野圏域・なかまネット	所長
早坂 ひとみ	全国膠原病友の会千葉県支部	会員

第4期 鎌ヶ谷市障がい福祉計画

平成27年3月 発行

編集・発行 鎌ヶ谷市 健康福祉部 障がい福祉課

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1

電話 047-445-1141（代表）

FAX 047-443-2233